

御 企 第 6 7 6 号

平成 2 0 年 1 1 月 2 7 日

九州農政局長 殿

御船町長

山 本 孝 二 印

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前に着工いたしたいのでお届けします。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別 添

| 事業実施主体 | 施設区分 | 事業量 | 事業費 | 着工予定 年月日 | 竣工予定 年月日 | 理由 |
|----------|-------|----------------------|-----------------|----------------------|---------------------|---|
| 御船竹資源開発株 | 利活用施設 | 実施設計 施設整備 機械設備 | 1,041,714 千円 | 平成 20 年 11 月 28 日 | 平成 22 年 3 月 31 日 | 竹マテリアル工場建設に伴う実施設計委託契約及び機械設備の発注を早急に行うため。 |